受付フロー（京都地域留学生住宅支援制度）

留学生		機構事務局（コンソ京都）		協力事業者		大学等	
留0	【はじめに】 本制度は、連帯保証人を見つけられない外国人留学生のための制度です 住宅支援機構の会員大学（9大学）が認める留学生が、在留資格「留学」、「会員証」等を有するなど、諸規程に定める利用資格を満たすことが条件となります 利用資格等、制度の諸条件を良く理解して利用願います	機0	【はじめに】 本制度は、連帯保証人を見つけられない外国人留学生のための制度です 住宅支援機構の会員大学（9大学）が認める留学生が、在留資格「留学」、「会員証」等を有するなど、諸規程に定める利用資格を満たすことが条件となります 留学生の利用資格や協力事業者・大学による諸手続きも含め、制度の諸条件を広く理解願います	協0	【はじめに】 協力事業者とは仲介業者、管理業者、家主をいいます 賃貸契約を結ぶうえでの連帯保証人を立てられない留学生のための制度であることをご承知おきください	大0	【はじめに】 留学生の諸手続きについて窓口指導等願います 本制度は、連帯保証人を用意できない留学生の住宅確保を支援するという目的に賛同した京都地域の大学が相互扶助的に行う制度です 協力事業者の第1次相談窓口ともなりますので適宜、留学生との橋渡しを願います また、留学生の迷惑料支払いのための原資が、万一枯渇した場合は、本制度の会員大学（現行9大学）がその不足額を補なうことが大前提となり作られた制度であることもご承知おきください
留1	【大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都訪問】 必ず本人が、大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都に直接出向いて、有料の会員証を入手願います 自らの身分（所属大学・在留資格等）を証明する書類に会員になるための特別会員会費（手続き時、最大9,000円）を添えて窓口で提示願います 学生証をもたない方は、代わりに入学許可証の提示を求められる場合があります	機1	【留学生のメリット】 1. 連帯保証人不要（京都地域留学生住宅支援機構による「保証人」保証付き） 2. 制度利用手続き簡素化（留学生のコンソ訪問回数を旧制度より削減） 3. 居住地域の制限なし（京都地域外でも居住可能） 4. 良心的な業者より物件紹介を受ける 5. 9大学の相互扶助的保証制度 （万一補償準備金が枯渇した場合でも、9大学が補てんするため、旧制度よりも安定）	協1	【包括契約書の締結】 本制度の利用を希望する協力事業者は住宅支援機構と包括契約書を締結願います（なお、締結後の包括契約書は自動継続とする） 複数の協力事業者が関わる物件の場合は、相互に包括契約書の存在を情報共有し、各協力事業者は包括契約書について新機構と個別に締結しなければなりません	大1	【留学生対応（支援機構の「会員証」入手）】 「会員証」は、学生証（または入学許可書等、「留学」の在留資格を類推できる書類）を確認し、支援機構が有料で発行します （「会員証」の申込手続きには、必ず留学生本人が大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都を訪問願います）
留2	【大切な会員証の取扱い】 契約時や相談時は、必ず会員証を携帯し、記載事項に変動がある場合は、速やかに他の3者（ｺﾝｿ・協力事業者・大学）に連絡願います	機2	【入会（利用）申込受付】 所定の入会申込書を手渡し、記入頂きます 記入済の場合は記載内容を学生証等で確認 新入生で学生証不携帯の場合は、所属・身分等を入学許可証等で確認 在留資格「留学」取得見込みが必須条件です	協2	【留学生対応（利用資格確認）】 留学生が有効な「学生証」（入学許可を証する書類でも可）と新機構発行の「会員証」を有することを確認願います（本制度実施要領に定める利用資格を満たす留学生のみが利用可能です）	大2	【留学生対応（利用資格・特別会員会費）】 「会員証」は、所定の特別会員会費を支払い、利用資格を満たすことで入手できます 利用資格については本制度実施要領を、留学生が支払う会費金額については、支援機構規程を参照願います
留3	【協力事業者で賃貸物件探し】 支払い可能な物件が見つかったら、協力事業者より契約関係書類を入手願います 所定の所属大学確認書を契約書の最終ページに綴じてもらったうえで、契約内容の十分な説明を受けて下さい	機3	【特別会員会費受領,会員証の発行・再発行】 発行方法は、担当者（河野）よりコンン関係者にのみ情報共有する 連番の取り方・記入箇所、会員証台紙、印刷書式データ、公印所在等の情報を適宜共有する	協3	【留学生対応（家賃滞納確認）】 転居・更新希望の場合は、家賃等の滞納がないか確認願います。（滞納状態で本制度の利用はできません）	大3	【留学生対応（「会員証」記載事項の確認<随時>）】 万一、会員証の記載情報と学籍情報に相違があれば大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都に連絡願います 以上が有効な「会員証」の入手手続きです
留4	【物件紹介業者等への確認】 支援機構と包括契約書を締結していない業者は利用できません（包括契約書の締結を業者 等が希望される場合は、大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都へすぐ連絡願います）包括契約を締結している業者は所定のURLでweb上に公開します	機4	【諸規程・関係書式の改正・公開】 規程・書式等の最新データは財団所定のURLで 速やかにweb公開（2010年4月1日から予定） 支援機構委員会を事務局としてサポートし、決定事項を反映する	協4	【留学生対応（同居人の制限）】 留学生の家族や大学生同士の同居には制限があります（詳細は本制度実施要領で確認願います） 本制度が認めていない同居人がある場合は、万一の事故が発生しても迷惑料の支払いを行いません	大4	【留学生対応（「会員証」の携帯義務）】 本制度の利用・相談時は、留学生には学生証（または入学許可書等）とともに「会員証」を携帯・提示させてください
留5	【賃貸契約書等の大学への提示】 契約書類が準備できれば、所属大学の留学生担当窓口へ必ず本人が訪問願います	機5	【迷惑料の支払い・関係者への諸連絡】 正当な補償請求があれば、請求書を精査のうえ支援機構事務局として対応する 複雑なケースは、顧問弁護士の判断を仰ぐ 留学生の利用資格喪失などに特に注意を払う	協5	【留学生への物件紹介・希望物件確定】	大5	【留学生による物件探し】 「会員証」を受け取った留学生は、協力事業者を訪問のうえ、賃貸物件の紹介を受けることができます 賃貸物件の紹介元が包括契約書未締結の業者で、その業者との賃貸契約が必要な場合は、速やかに支援機構と当該業者間の包括契約書の締結が必要となります
留6	【所属大学の契約書類＆利用資格確認】 所属大学確認書に基づく利用資格の確認・会員証記載事項の確認を必ず所属大学で受けて下さい 大学の確認が終わりましたら、全て「YES」に〇印がつき、公印が押された契約書類が手渡されますので、協力事業者の指示する場所へ、持ち帰り、家主の最終確認等を受けて下さい 万一、「NO」に該当したり、滞納家賃等事故発生している場合は、公印が押されず、契約ができない場合がありますのでご注意ください	機6	【業者向け広報】 基本的には、web上の所定URLを通じて行うが、適宜メール送信、説明会等を必要に応じ開催する場合がある 協力事業者リストをweb公開して、関係者への周知を図る 初説明会は2010年3月19日に希望者対象に実施 【大学（事務担当者）向け広報】 基本的には、web上の所定URLを通じて行うが適宜メール、説明会等を必要に応じ開催する場合がある 諸規程・様式案について、事前にメールで情報共有のうえ、初の説明会を兼ねて、2010年3月23日に旧機構委員会等実施済	協6	【契約書類の準備（賃貸契約書・所属大学確認書含む）】 ・ 賃貸契約書は自由書式（国土交通省ひな型＜賃貸住宅標準契約書＞を参照）とします ・ 所属大学確認書(webダウンロード可もよくお読みください)を賃貸契約書(更新時は、賃貸契約書に準ずるもの)の最終ﾍﾟｰｼﾞに袋とじ願います ・ 火災保険加入を留学生に義務付けられる場合は、安価な大学生協の火災共済(京都教育大学、京都府立大学、龍谷大学の3大学の場合に限る) http://www.tanuro.com/about/fire.html の利用をご検討ください 書類の準備完了後、留学生本人に賃貸契約書等の契約書類を所属大学留学生担当窓口まで持参させてください 所属大学が留学生と面談し、所属大学確認書に必要事項を記入し、公印を押印します	大6	【所属大学確認書の確認】 ・ 協力事業者が用意し、留学生が持参する「賃貸契約書の最終ページに袋とじされた所属大学確認書」（更新時は賃貸契約書に準ずるものに袋とじされた所属大学確認書）に基づき、必要なヒアリング・指導を留学生に行い、YESかNOいずれかに丸印をお願いします ・ 一つでもNOに該当する場合はその賃貸契約を支援機構として、認めることはできませんので、その旨、協力事業者に連絡願います ・ 全てYESに〇がつき、賃貸契約書自体に問題がなければ、所属大学確認書に必要事項を記入のうえ公印を押印願います ・ 万一、会員証の記載情報と学籍情報に相違があれば大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都に連絡願います
留7	【契約完了後のコピーの義務】 全ての手続きが完了し、契約書が完成したら、所属大学確認書の綴じられた契約書を全ページ2部必ずコピーして、所属大学に提出願います（うち1部は、大学より大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都に転送いただきます）	機7	【留学生向け広報】 web上の所定URLで広報を行う 制度利用手引き公開予定 （出向説明希望大学については、要事前相談）	協7	【契約書の受領】 留学生から所属大学の確認を終えた契約書類を受領願います 大学側から文言調整の申し出があれば当事者間で調整願います	大7	【所属大学確認後の留学生への伝達事項】 ・ 家主等の署名・捺印も終わり、賃貸契約（更新を含む）が全て完了した後、所属大学確認書が袋とじされた賃貸契約書（更新時は賃貸契約書に準ずるもの）の全ページを2部コピーして所属大学に提出願います
留8	【滞納家賃の請求】 家賃滞納等、契約違反は厳禁です 所属大学の厳しい指導を受け、滞納家賃等は必ず返却いただきます 基本的なルールが守られなければ、この制度自体の維持が困難になり、他の留学生等にも迷惑がかかりますので、注意願います	機8		協8	【諸手続き完了】 所属大学確認書を袋とじした契約書は、留学生が全ページ2部コピーして、所属大学に提出しなければなりません （所属大学と支援機構事務局＜大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都＞が各1通保管するため）	大8	【賃貸契約書コピーの郵送】 ・ 留学生から取り寄せた契約書のコピーについては、1部は大学保管、もう1部は大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都へ郵送願います ・ コピーが未着の場合は留学生に督促願います
留9	【個人情報の報告義務】 住所・電話番号・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ・学籍・在留資格など契約に影響を与える個人情報については、変更の都度、他の3者へ周知願います 長期に不在にする場合なども家主や大学等へ事前に連絡をしておいて下さい	機9		協9	【契約後の異動】 契約完了後に契約内容に異動が生じる場合は、所属大学、協力事業者間で相互に速やかな情報共有を願います（留学生への指導・連絡を含む）。	大9	【契約後の異動】 契約完了後に契約内容に異動が生じる場合は、所属大学、協力事業者間で相互に速やかな情報共有を願います（留学生への指導・連絡を含む）。
留10		機10		協10	【第1次対応　補償事故が発生した場合】 万一、補償事故が発生した場合は、第1次対応として、留学生の所属大学が協力事業者と速やかに連携し改善に向けた指導を留学生に対して行うものとする。	大10	【第1次対応　補償事故が発生した場合】 万一、補償事故が発生した場合は、第1次対応として、留学生の所属大学が協力事業者と速やかに連携し改善に向けた指導を留学生に対して行うものとする。
留11		機11		協11	【第2次対応　補償請求】 第1次対応を十分尽くしても改善が見込まれない場合は、支援機構事務局＜大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都＞が、債権者から提出された請求書＜※所定書式webダウンロード可＞を精査のうえ、包括契約書等に定めた有限責任の範囲内＜滞納家賃・原状回復費用30万円上限＞で「迷惑料」を支払うものとする。	大11	【第2次対応　補償請求】 第1次対応を十分尽くしても改善が見込まれない場合は、支援機構事務局＜大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都＞が、債権者から提出された請求書＜※所定書式webダウンロード可＞を精査のうえ、包括契約書等に定めた有限責任の範囲内＜滞納家賃・原状回復費用30万円上限＞で「迷惑料」を支払うものとする。
留12	【その他】 ▼身分証明するための書類について 必要に応じ、提示いただく場合があります 学生証 外国人登録証明書（在留カード） パスポート 入学許可証 ▼印鑑について 印鑑を押す（サインをする）ことで、その書類について、確認し、一定の責任を負うこととなります＜十分内容を確認のうえ捺印等願います＞	機12		協12	【その他の注意事項】 ・ 本フローは本制度を利用し、窓口対応する上で必要な最低限の情報を例示するためのものです ・ 本フローに記載の無い場合であっても、web上や配布書類を通じて、本制度に係る諸規程や関係書式を併せて確認のうえ窓口対応願います ・ 最新の包括契約書、諸規程や請求書等の書式は大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都のwebページで公開します 賃貸契約や補償請求に際しては、必ずweb上の最新書式等をご利用ください ・ 各種の契約にあたっては、適正な契約ならびに留学生が理解できる丁寧な重要事項説明に心がけて頂くよう願います ・ 解約・退去手続き時には、留学生に対し、あらためて丁寧な指導を協力事業者相互に連携して願います	大12	【その他の注意事項】 ・ 本フローは本制度を利用し、窓口対応する上で必要な最低限の情報を例示するためのものです ・ 本フローに記載の無い場合であっても、web上や配布書類を通じて、本制度に係る諸規程や関係書式を併せて確認のうえ窓口対応願います ・ 最新の包括契約書、諸規程や請求書等の書式は大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都のwebページで公開します 賃貸契約や補償請求に際しては、必ずweb上の最新書式等をご利用ください ・ 留学生との指導・調整には時間を要する場合が多いですが、途中経過を逐次報告するなど、協力事業者からの問い合わせに対しては、迅速かつ丁寧な報告をお願いします ・ 解約・退去手続き時には、留学生に対し、あらためて丁寧な指導を協力事業者相互に連携して願います ・ 学籍異動等の契約に関わる変更事項については、協力事業者や大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ京都にも情報共有して対処願います（会員証有効期間等にも影響があるため）